

# 事前協議終了前「了」

問題建設園  
6/16

## 秦野市報告 県資料に記載

秦野市渋沢の八国見山(319号)南面区域での大規模建設問題で、県土地利用調整条例に基づく林地開発計画の適否を県が審査した際に前もって作成された審議資料に、同市まちづくり条例で定める事業者との事前協議が終わっていないにもかかわらず、事前協議を了している」と記載されていたと

が分かった。市まちづくり条例では、開発事業者に対して予定地の道路管理や給排水、ごみ処理、防災、環境保全などの対応について、環境創出行為計画書の提出と事前協議を義務付けている。霊園を建設する公益財団法人「相模メモリアルパーク」(秦野市)からは2012年に計画書が出され、計

画について市民の意見を聞く公開講座などを経て、事前協議が進められた。事前協議が終了したのは今年4月初旬で、同10日付で事前協議確認通知書が事業者へ交付された。

と記されていた。幹事会はこの記述を了承し、開発許可の結論を出した。県は幹事会の開催に先立って昨年1月17日付で古谷義幸・秦野市長に霊園開発計画についての意見を照会。古谷市長は同24日付で「墓園造成については、異議ありません」とする回答書を県岩手治知事に提出した。県が市や事業者からの報告、古谷市長の意見から既に事前協議が整ったものと受け取って、審議資料に「事前協議を了している」と記したと

みられている。反対派の「渋沢丘陵を考える会」(日置乃武子代表)のメンバーは、「事前協議確認通知書が交付される約1年3カ月も前に、協議が終わったと県に受け取られるような報告をした秦野市の対応は、

行政間の信頼関係を損なうだけでなく、市民への背信でもある。審査は無効だ」と批判している。【高橋和夫】